令和3年度 第1回 新潟市介護保険事業等運営委員会

# 新潟市介護保険事業等運営委員会について

## 1. 所掌事務について

本市附属機関等に関する指針に基づき、「介護保険事業等運営委員会」を開催することとし、下記の事項に対し、委員の皆さまよりご意見をいただきます。

※ 開催要綱全文については資料 4-3 を参照。

(1)介護保険事業計画策定及び実施

介護保険事業計画は、介護保険事業の実施について市町村ごとに作成している計画であり、3年を1期とした計画期間となっております。市町村は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、「地域包括ケア計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」をこれに位置づけています。

令和2年度に、令和3年度から令和5年度を計画期間とする地域包括ケア計画(介護保険事業計画としては第8期にあたります)を策定したことを踏まえ、令和3年度、4年度は、計画の進行管理を行うに当たり委員の皆さまからご意見をいただきます。令和5年度には、進行管理に加え、次期計画策定に関してご意見をいただく予定です。

### (参考:関係法令)

#### ●介護保険法

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。) を定めるものとする。

 $2 \sim 10$  (略)

11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12・13 (略)

# ●介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (令和3年1月29日厚生労働省告示第29号)

- 第二 介護保険事業計画の作成に関する事項
  - 一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
    - 1 2 (略)
    - 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

市町村介護保険事業計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るとともに、現に保健医療サービス又は福祉サービスを利用している要介護者及びその家族等をはじめ被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。(以下略)

(一) (略)

(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催

介護保険事業の運営及び地域包括ケアシステムの構築については、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、地域の実情に応じたものとすることが重要である。このため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者(第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。以下同じ。)、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い関係者から構成される市町村介護保険事業計画作成委員会等を開催して意見集約をすることが重要である。この場合においては、事務を効率的に処理するため、既存の審議会等を活用しても差し支えない。

なお、市町村介護保険事業計画を作成する過程では、その他の専門家及び関係者の意見の反映並びに情報の公開にも配慮することが重要である。

(三) 被保険者の意見の反映

市町村介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービスの量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることに鑑み、市町村は、市町村介護保険

事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。このため、市町村介護保険事業計画作成委員会等を設置するに当たっては、公募その他の適切な方法による被保険者代表者の参加に配慮すること。また、被保険者としての地域住民の意見を反映させるため、地域における聞き取り調査の実施、公聴会の開催、自治会を単位とする懇談会の開催等の工夫を図ることが重要である。

(四) (略)

 $4 \sim 8$  (略)

(2) 地域包括支援センター運営事業の円滑な実施

介護保険法に基づき実施している地域包括支援センターの設置・運営に関し、その中立性・公平性の確保に係る事項や、センターの人材確保支援等についてご意見をいただきます。

### 【会議の主な所掌内容】

- ・地域包括支援センターの設置(選定・変更)に関する事項
- ・地域包括支援センターの運営・評価に関する事項
- ・地域における多機関ネットワーク(地域における介護保険以外のサービスとの連携)に関する事項
- ・地域包括支援センターの職員(専門職)の確保に関する事項

### (参考:関係法令)

### ●介護保険法施行規則

第140条の66

- イ(略)

口(1)(略)

(2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号口において同じ。)において認められた場合

(3)(略)

ニ イ (略)

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を 踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

## 2. 委員の任期について

3年以内とされており、現在の委員の方は、令和6年3月末日までとなっております。

3. 会議の開催予定について

本年度は、2回の会議開催を予定しています。

4. 委員人数について

委員は全体で20名以内となっており、現在は20名です。

5. 報酬について

委員報酬は1回につき13,000円です。

所得税を源泉徴収した額をお振込みいたします。